

液化ガスばら積船の貨物タンク及びガス燃料船の燃料タンクにおける 高液面警報試験の実施時期に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

高速船規則検査要領

改正事項

液化ガスばら積船の貨物タンク及びガス燃料船の燃料タンクにおける高液面警報試験の実施時期に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船を対象とした IGC コード 13.3.5 においては、就航後及び各入渠後、初めて貨物タンクに貨物を満載する際に、当該タンクの高位液面警報の試験を行う旨規定されている。また、ガス燃料船を対象とした IGF コード 15.4.2.3 においては、就航後及び各入渠後初めて液化ガス燃料タンクに燃料を満載する際に当該タンクの高位液面警報の試験を行う旨規定されている。

このうち、液化ガスばら積み船及びガス燃料船に搭載される高位液面警報装置の試験を実施する時期として規定されている各入渠について、定義が不明確であったことから、IACS にて審議を進めていた。

その結果 IACS において、高位液面警報装置の試験の規定における各入渠とは、条約証書の更新のために行う船底検査をいう旨明確にし、2016 年 11 月に統一解釈 GC18 及び GF1 として採択した。加えて、統一解釈 GC18 の一部誤記を修正し、2017 年 3 月に統一解釈 GC18(Corr.1)として採択した。

このため、IACS 統一解釈 GC18(Corr.1)及び GF1 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正は次のとおり。

- (1) 鋼船規則 GF 編及び N 編で規定される各入渠とは、定期検査時に行う船底検査をいう旨規定した。
- (2) ガス燃料を使用する旅客船の定期検査時に行う船底検査にあつては、IMO 総会決議 A.1104(29)「検査と証書の調和システム（HSSC）に基づく検査ガイドライン」に従い 5 年毎に行う旨規定した。

改正条項

鋼船規則 N 編 13.3.5, 18.2.1

鋼船規則検査要領 GF 編 GF15.4

鋼船規則検査要領 N 編 N13.3.5

高速船規則検査要領 1 編 1.1.9